

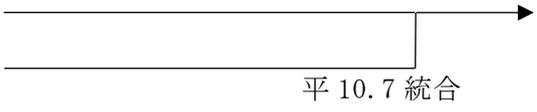
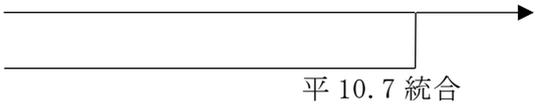
独立行政法人 日本貿易振興機構（非特定）

所在地 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
電話番号 03-3582-5511 郵便番号 107-6006
ホームページ <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

根拠法 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成 14 年法律第 172 号）

主務府省 経済産業省通商政策局通商政策課、大臣官房政策評価広報課（評価委員会庶務）

設立年月日 平成 15 年 10 月 1 日

沿革 昭 33.7 日本貿易振興会  (*1)
昭 35.7 アジア経済研究所  平 10.7 統合
(*1) → 平 15.10 独立行政法人日本貿易振興機構

目的 我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。

業務の範囲 1. 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。2. 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。3. 貿易取引のあっせんを行うこと。4. 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。5. 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。6. アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。7. アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。8. 前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。9. 前三号に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。10. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

○（業務の特例） 廃止前の日本貿易振興会法第 21 条第 1 項第 6 号の規定により経済産業大臣の委託を受けて貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行う。

財務及び予算の状況

<資本金> 52,662 百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位:百万円)

	区別	中期計画予算 (平成 23~26 年度)	平成 25 年度予算
収 入	運営費交付金収入	91,332	21,348
	国庫補助金収入	9,940	3,220
	受託収入	5,903	2,384
	うち国からの受託収入	3,766	1,214
	うちその他からの受託収入	2,137	1,170
	業務収入	12,143	3,180
	その他の収入	366	89
	計	119,684	30,221
支 出	業務経費	106,608	26,372
	受託経費	5,588	2,205
	一般管理費	7,488	1,644
	計	119,684	30,221

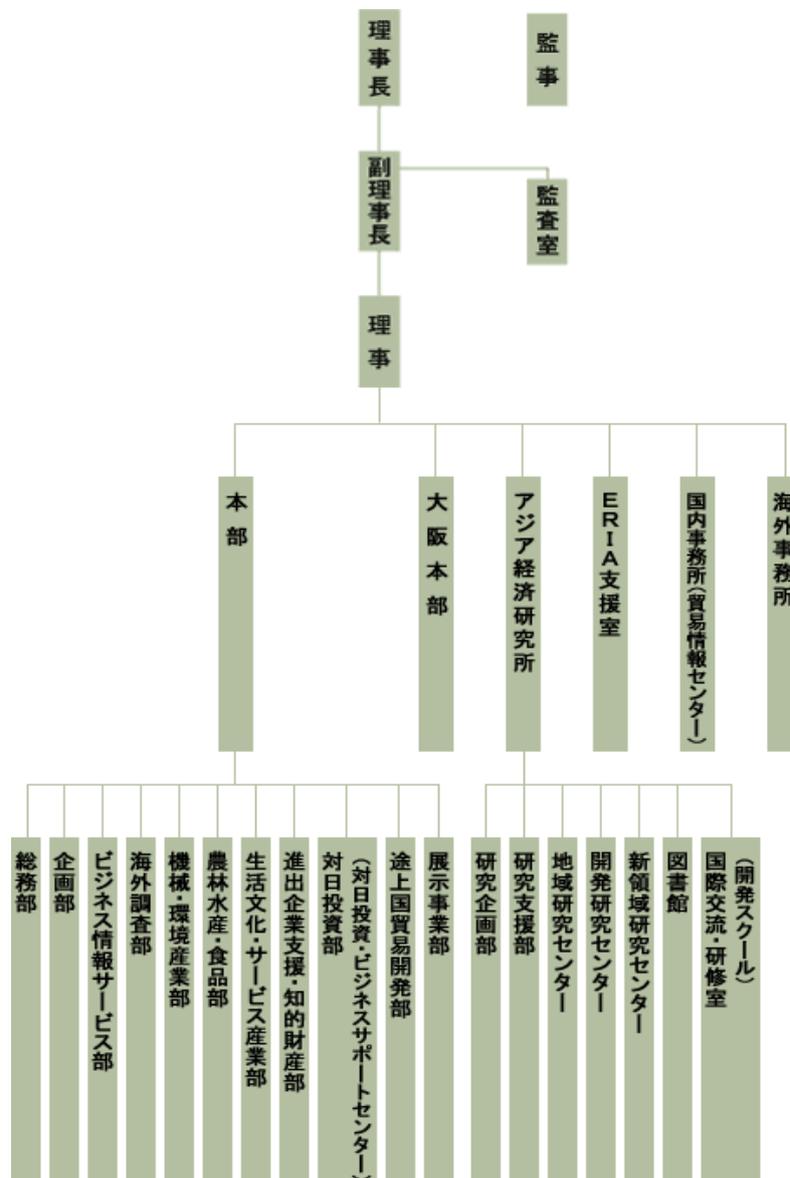
<短期借入金の限度額> 6,303 百万円

組織の概要

＜役員＞ （理事長・定数1人・任期4年）石毛 博行 （副理事長・定数1人・任期4年）宮本 聡 （理事・定数6人以内・任期2年）中村 富安、加藤 庸之、吉村 宗一、浜野 京、平塚 大祐、長島 忠之 （監事・定数2人・任期2年）彦田 義郎、（非常勤）市村 泰男

＜職員数＞ 1, 842人（常勤職員1, 577人、非常勤職員265人）

＜組織図＞



中期目標

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年とする。

2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

機構においては、国の政策ニーズや、前述したような日本経済の現状と新興国市場の成長を踏まえて、中小企業を中心とする日本企業の海外展開を積極的に支援するとともに、海外からの高付加価値機能など新しい要素を呼び込み、「グローバル化の進展」と「国内雇用」を発展的に両立していくことで日本経済を活性化させるとの考えに立ち、以下の事業を重点的に実施するものとする。

○ 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援

前述のとおり、アジア等新興国市場や欧米等先進国市場を想定し、海外展開により多くのコストとリスク負担を強いられる中小企業を中心に、日本企業の海外展開を強力に支援する。その際、機構のサービスを多くの企業に活用してもらえよう、事業の重複や役割分担について検証・整理しつつ、地域の自治体、経済団体、中小企業基盤整備機構等他法人等との連携強化や協力を図りながら、サービスの普及促進を強化する。

(イ) 輸出促進

まずは、マーケット情報の提供、展示会への出展支援等を通じて中小企業産品、農林水産品・食品、クリエイティブ産業等の海外販路の開拓を支援し、輸出の促進を図る。また、インフラ・プラント、環境・省エネ機器の輸出を支援する。

(ロ) 海外進出・在外企業支援

更なる海外販路の拡大などのために海外進出を模索する企業に対しては、投資環境に関する情報提供、ビジネス拠点設立に向けての個別支援等により、その円滑化を図る。

在外企業支援については、在外公館や現地日本商工会議所等と協力し、在外企業の事業環境整備において相手国の関係当局等との間で主体的な役割を果たすほか、第三国へのビジネス展開も含めた経営上の課題に関する情報提供、個別相談や、国際ビジネスのルールやスタンダード作りへの関与など、相手国とも協調しつつ取り組む。さらに、我が国政府及び現地政府と協力して日本企業の知的財産保護を推進する。

(ハ) 海外ビジネス情報提供

機構の有する70余の海外事務所、38カ所の国内事務所、アジア経済研究所の広範

なネットワークを活用し、非営利・中立的な立場での情報収集及び確度の高い情報分析を行い、我が国企業等に対する適時、適切な情報の提供、調査・研究、貿易投資相談を行う。

○ 対日投資促進

日本経済を活性化するため、対日投資を促進する。海外からのビジネス拠点や高付加価値機能の呼び込みを中心に、雇用維持・創出効果、アジア拠点化への貢献、内需拡大等の面で経済波及効果が高い案件に重点化するなど、より効果的な事業実施を図る。

また、対日投資ビジネスサポートセンターについては、自治体との連携強化による情報提供内容の充実等、ワンストップサービス機能のさらなる向上と利用促進を図りつつ、受益者負担の可能性を検討するとともに規模の見直しを行い効率化を図った上で、入居率が改善しないものは廃止する。

○ アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等

(イ) 調査・研究

日本企業のアジア等におけるビジネス環境の改善のため、機構の有する国内外のネットワークを最大限活用し、民間研究会の実施等を行い、二国間のみならず多国間の経済連携協定（EPA）の形成を支援し、その活用促進を図る。

EPAなどの通商・貿易政策、アジア等の経済統合に資する研究などアジア経済研究所の行う地域研究・開発研究と本部が行う海外調査が一体となって生み出される知見を国際ビジネスに繋げるべく、リソースの相互活用など効率的・効果的な調査・研究体制を強化する。

また、東アジアの経済統合の促進のために設立された東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）における研究の支援を行うとともに、アジアのインフラ整備、内需拡大に向けた環境整備に協力する。

(ロ) 途上国のビジネス開発支援

国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（EPAに基づき相手国に対して行う専門家派遣、資源国を含む産業協力事業、TICADⅣのフォローアップ等）に特化し、それ以外の事業は原則実施しない。

(ハ) 情報発信

機構は諸外国においても政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用して、諸外国に幅広い人脈を形成し、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを海外に発信する。また、国際博覧会への日本政府参加（ナショナルプロジェクト）を積極的に支援する。

3. 業務運営の効率化に関する事項

限られた資源を有効に活用するという観点から、それぞれの業務に対応するわかりやすく、説得性のある明確なアウトカム指標を設定し、また、一般管理費等については国民の視点から経費節減の余地がないか、また、これまでの効率化を検証し具体的な目標を設定したうえで適

切な見直しを行うなどP D C Aサイクルに基づく業務改善、サービス利用者のニーズのよりの確な把握、サービス非利用者へのアプローチ（機構の行っている取組への理解促進及び周知）を通じた業務改善と利用者の拡大等を図りながら、以下の取組みを進めていく。

国の政策の実施機関である独立行政法人としての役割に留意しながら、国内外の広範なネットワークとさまざまな事業ツールを有する機構ならではの強み、専門性を発揮できる事業に重点化し積極的に展開する。

（１）効率化目標の設定及び給与水準の適正化等

運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」を踏まえた人件費改革を平成23年度まで継続するとともに、24年度以降については政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。

（２）費用対効果の分析への取組み

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげる。

（３）柔軟かつ機動的な組織運営

本部及びアジア経済研究所、国内事務所、海外事務所間における情報の円滑な流通・有機的連携の向上に努める。

なお、組織運営にあたっては、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の充実・強化を図る。

事業の重点の変化に対応した効果的な組織体制を構築する。ニーズ拾い上げ対応型の事業展開にふさわしい組織体制、部門間連携のあり方、環境・エネルギー、インフラ・プラント、クリエイティブ産業など新しい分野に対応した組織体制を検討する。

また、アジア経済研究所との統合によるシナジー効果を業務運営の実態等も含めて一層明確にするとともに効果の検証を行い、効率化を図りつつ効果を高めるための取組を積極的に行う。

国内・海外の広範なネットワークを活用し、国内地域の情報・ニーズを海外に、海外の情報・ニーズを国内地域に的確に提供するシームレスなサービス提供が引き続き重要である。

国内事務所のネットワークについては、ワンストップサービス機能を充実させていくとともに、地域の要望、実情に合わせ、人員、機能などに濃淡をつけた配置や同一市内に設置されている8か所の中小機構の支部との共用化等、施設の効率的利用の可能性を検討する。

海外ネットワークについては、東アジア地域への重点化や海外事務所ネットワーク能力の強化を引き続き図るとともに、新興国における市場、新たな分野となる環境・エネルギー、BOPビジネスなどあらゆる角度から俯瞰した配置を行うとともに、地域及び業務を統括する中核的機能を強化し、地域内の連携強化、業務効率性の向上、適材適所での人員の配置を図る。

また、海外事務所ごとの設置の必要性について検討するとともに、他法人との連携促進や事務所の共用化等施設の効率的利用の余地について関係府省間において検討する。

(4) 民間委託（外部委託）の拡大等

人事・給与等、物品調達などの各業務については、情報システムの統一化を進めるとともに、積極的に外部委託を図る。また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る。

(5) 随意契約の見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付閣議決定）を踏まえ、随意契約、一者応札・応募の改善方策等につき、十分な改善が行われているか検証・点検し、見直しを行い、引き続き、業務運営の効率化を図るものとする。

(6) 業務システムの最適化

国内地域の現場ニーズを海外での事業に円滑につなぎ、海外の現場情報を的確に国内地域につなぐシームレスで継続的な支援を実施するため、情報提供や貿易相談、商談支援まで一貫したツールを活用してビジネスソリューションを提供することにより、より具体的な成果が生まれるようサポートを強化していく。

例えば、貿易相談に来た企業やミッションに参加した企業に関心地域のセミナーの案内を送ったり、展示会に参加した企業にさらにその後の商談支援、ビジネス展開支援を行ったり、国内事務所の把握した中小企業のニーズを海外事務所につなげるなど、顧客の多様なニーズを積極的に拾い上げ、内外のネットワークを活用しながら、調査、貿易相談から商談成約までの的確にサービスを提供する。そのための統一的な顧客管理システムの構築や各事業部の連携方策、事業実施のあり方を検討する。

また、そうした企業へのサービス提供の過程で得られた知識、経験を公共財として他の企業のケースにも応用できるよう、ホームページ等も活用して適切かつ効果的な情報提供を行う。

利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、分析及び体

系的整理を行うとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する取組を行い、業務・システムの最適化をPDCAサイクルに基づき継続的に実施する。

4. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。その他、以下の取組を行う。

(1) 自己収入拡大への取組み

第一期及び第二期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、今般の行政改革の主旨を踏まえ、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定の上、前中期目標及び前々中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。具体的には各種事業やメンバーズ制度における受益者負担のあり方について見直しを行う。

(2) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

(3) 資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表とともに、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

5. その他業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

なし。

(2) 人事に関する計画

上記目標の達成に向けて効率的かつ効果的な業務運営を実施するための体制整備及び職員能力の更なる向上を図る。

(単位:円)

資産の部			
I	流動資産		
	現金及び預金	9,181,892,395	
	未収入金	1,342,320,268	
	たな卸資産	17,214,854	
	前渡金	4,429,128	
	前払費用	371,852,481	
	未収収益	162,954	
	短期敷金・保証金	6,720,066,608	
	その他の流動資産	7,234,035	
	貸倒引当金	△ 1,101,517	
	流動資産合計		17,644,071,206
II	固定資産		
1	有形固定資産		
	建物	17,695,601,195	
	減価償却累計額	△ 5,456,501,380	
	減損損失累計額	△ 470,700,644	11,768,399,171
	構築物	204,601,622	
	減価償却累計額	△ 109,345,855	95,255,767
	車両運搬具	385,039,656	
	減価償却累計額	△ 259,163,258	125,876,398
	工具器具備品	2,696,839,771	
	減価償却累計額	△ 1,675,937,501	1,020,902,270
	土地	30,228,302,100	
	減損損失累計額	△ 35,619,639	30,192,682,461
	有形固定資産合計		43,203,116,067
2	無形固定資産		
	商標権	3,795,425	
	ソフトウェア	159,999,449	
	電話加入権	972,000	
	無形固定資産合計		164,766,874
3	投資その他の資産		
	敷金・保証金	329,035,434	
	投資その他の資産合計	329,035,434	
	固定資産合計		43,696,918,375
	資産合計		61,340,989,581
負債の部			
I	流動負債		
	運営費交付金債務	6,748,766,581	
	預り補助金等	938,082,535	
	未払金	1,881,334,365	
	前受金	38,376,146	
	預り金	429,269,426	
	前受収益	169,830,622	
	為替予約	2,853,342	
	資産除去債務	56,940,491	
	流動負債合計		10,265,453,508
II	固定負債		
	資産見返負債		
	資産見返運営費交付金	1,116,117,475	
	資産見返補助金等	550,921,316	1,667,038,791
	長期未払金		486,193,860
	固定負債合計		2,153,232,651
	負債合計		12,418,686,159
純資産の部			
I	資本金		
	政府出資金	52,662,276,270	
	資本金合計		52,662,276,270
II	資本剰余金		
	資本剰余金	796,409,040	
	損益外減価償却累計額(△)	△ 4,925,712,527	
	損益外減損損失累計額(△)	△ 510,480,683	
	損益外利息費用累計額(△)	△ 6,435,082	
	資本剰余金合計		△ 4,646,219,252
III	利益剰余金		
	前中期目標期間繰越積立金	111,303,545	
	積立金	383,324,228	
	当期末処分利益	414,471,973	
	(うち当期総利益)	(414,471,973)	
	利益剰余金合計		909,099,746
IV	評価・換算差額等		
	繰延ヘッジ損益	△ 2,853,342	
	評価・換算差額等合計		△ 2,853,342
	純資産合計		48,922,303,422
	負債純資産合計		61,340,989,581

損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

経常費用		
業務費		
役員報酬	71,665,747	
給与諸手当	10,250,822,848	
退職金	605,473,352	
法定福利費	1,364,304,096	
業務委託費	6,417,813,728	
通信費	330,367,423	
旅費交通費	2,321,736,052	
消耗品・備品費	110,893,880	
賃借料	2,474,556,403	
情報収集費	569,401,505	
減価償却費	439,044,727	
その他	1,964,153,364	26,920,233,125
<hr/>		
一般管理費		
役員報酬	64,548,309	
給与諸手当	758,621,808	
退職金	1,673,545	
法定福利費	132,737,429	
業務委託費	230,222,674	
通信費	14,139,437	
旅費交通費	61,172,168	
消耗品・備品費	12,671,829	
賃借料	69,985,690	
減価償却費	48,523,910	
その他	164,692,735	1,558,989,534
<hr/>		
財務費用		
支払利息	3,427,296	3,427,296
<hr/>		
雑損		
		6,938,311
<hr/>		
経常費用合計		<u>28,489,588,266</u>
 経常収益		
運営費交付金収益		20,667,394,448
業務収入		2,861,076,365
受託収入		
政府受託収入	1,569,869,184	
その他受託収入	192,336,610	1,762,205,794
補助金等収益		2,983,665,529
寄附金収益		123,324,932
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金戻入	231,062,526	
資産見返補助金等戻入	65,808,997	296,871,523
財務収益		
受取利息	2,215,230	
為替差益	66,707,597	68,922,827
雑益		126,457,487
経常収益合計		<u>28,889,918,905</u>
経常利益		400,330,639
 臨時損失		
固定資産除却損		22,155,531
固定資産売却損		2,115,536
		<u>24,271,067</u>
 臨時利益		
固定資産売却益		1,638,561
貸倒引当金戻入		7,606,499
		<u>9,245,060</u>
当期純利益		<u>385,304,632</u>
前中期目標期間繰越積立金取崩額		<u>29,167,341</u>
当期総利益		<u><u>414,471,973</u></u>